

第十二回国会 人事委員会 議事録 第七号

(二七二)

昭和二十六年十一月十六日(金曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 田中伊三次君

理事 田中 重彌君 理事 藤枝 泉介君
理事 淵上房太郎君 理事 松澤 兼人君

大野 伴陸君 加藤隆太郎君
塩田賀四郎君 藤井 平治君
星島 二郎君 中曾根康弘君

柄澤まよ子君 岡田 春夫君
出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義丸君
人事院事務官(事務総局法制局長) 岡部 史郎君

総務局事務官(特別調達庁事務部長) 中村 文彦君

大蔵事務官(主計局長) 岸本 晋君

委員外の出席者

労働基準監督官(労働基準局給与課長) 富山 次郎君

労働事務官(職業安定局雇用安定課長) 富山 次郎君

専門員 安倍 三郎君

十一月十六日

委員小川原政信君、尾関義一君、上
林山榮吉君、佐藤親弘君、瀬戸山三
男君、高橋權六君、中馬辰禧君、二
階堂通君、吉川久衛君及び竹山祐太
郎君辭任につき、その補欠として藤
井平治君、渡邊良夫君、西村久之
君、星島二郎君、田中豊君、小澤佐
重喜君、本間俊一君、大野伴陸君、

今井耕君及び吉田均君が議長の指名
で委員に選任された。

同月十五日

公金冗費防止に関する請願外一件
(早稲田柳右エ門君紹介)(第一二七
五号)

與瀬町の地域給指定に関する請願
(若本信行君紹介)(第一二七六号)

石和町の地域給指定に関する請願
(鈴木正文君紹介)(第一二七七号)

建設省補助員の身分保障に関する請
願(成田知巳君紹介)(第一三三五
号)

江見町の地域給指定に関する請願
(逢澤寛君紹介)(第一三三九号)

川本町の地域給指定に関する請願
(山本利壽君紹介)(第一三四〇号)

下松市の地域給引上げの請願(受田
新吉君紹介)(第一三四一四号)

大和村の寒冷地手当支給に関する請
願(岡田五郎君紹介)(第一三四二
号)

俱知安町の地域給引上げの請願(星
島二郎君外一名紹介)(第一四一九
号)

川島町の地域給指定に関する請願
(寺島隆太郎君紹介)(第一四三一
号)

公務員の給与改訂等に関する請願
(岡田春夫君紹介)(第一四三九号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

西大寺町の地域給引上げに関する陳
情書(岡山県上道郡西大寺町金印刷

庁労働組合西大寺支部家野猛之)(第
七一三三号)

石炭手当、寒冷地給引上げに関する
陳情書(北海道大学教職員組合中央
執行委員長豊田久馬彦外六百五十三
名)(第七一四四号)

鴨川町の地域給指定に関する陳情書
(千葉真安房郡鴨川町長相川政治外
四百三十三名)(第七一五五号)

松島町の地域給指定に関する陳情書
(宮城県宮城郡松島町長榎井倉之進
外四百八十四名)(第七一六六号)

原町の地域給引上げに関する陳情書
(静岡県知事齋藤寿夫)(第七一七
七号)

高槻市の地域給を五級地に引上げの
陳情書(大阪府高槻市長坂上安太郎
外一名)(第七一八八号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

特別職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出第
四五五号)

○藤枝委員長代理 これより人事委員
会を開会いたします。

委員長におさしつかえがありますの
で、しばらくの間私が委員長の職務を
行います。

ただいまより、特別職の職員の給与
に関する法律の一部を改正する法律
案、内閣提出第四五五号を議題として質
疑に入ります。質疑は通告の順序によ
りこれを許します。

その前にまず法律案の正誤について

お知らせいたしておきます。この法律
案の六ページ、別表第三に秘書官五号
俸「三三、〇〇〇円」とありますが、こ
の旨正式に内閣より訂正の届出
がありましたので、お知らせいたして
おきます。それでは松澤兼人君。

○松澤委員 昨日提案理由の説明があ
つたのでありますが、もしおさしつか
えなければ、逐条について少し御説明
を聞きたいと思つて、まず規定の整
備等がなされた点について簡単に御説
明を得られれば幸いです。

○岸本政府委員 ただいま御質問のあ
りました規定の整備をはかつたとい
う点が、いささか説明内容としては不明確
であつたと存じます。この点を申し上
げますと、今回の改正の目的はもちろ
ん主として給与月額引上げの目的でござ
います。そのために別表の改正をいたし
たわけでございます。しかしながら、
そのほか特別職の職員の内容にも若干
異動がございます。たとえば食糧配給
公団の職員が、この四月以来特別職で
なくなつております。従ひまして、そ
の食糧配給公団の職員に関する規定を
削除いたしております。

また従来の俸給表は、内閣総理大臣
等の一般のものに秘書官のものと、二
本建になつておつたのでございませ
んが、今回大公使につきましては別表を
新たに設けることにいたしました。そ
のために俸給表が三本建になつており
ます。同時にこの大公使につきまして
別表を新たに設けたことと関連いた

しまして、その大公使が将来具体的に
受ける俸給の号俸につきましては、大
蔵大臣と外務大臣と協議してきめると
いう規定を一本入れてございませぬ。

第三の改正点は、従来特別職のう
ち、たとえば首都建設委員会の委員と
か、日本学術会議の会員、旧軍港市国
有財産処理審議会委員というように、
法律の規定によりまして明かに非常勤
という規定のある委員につきまして
は、日額手当を支給していたわけでござ
いまして、この日額手当は千八百五
十円というものが従来ございまして
したが、これを今回のベークス改訂によ
りまして二千二百円に引上げるとい
う規定をいたしております。

それから最後に、これはほんとうに
法律技術だけの問題でございませぬが、
特別職のうちで、失業対策事業のごと
き、公共職業安定所から失業者として
国が紹介して、雇用された職員に対し
ましては、従来PWを適用しておつ
たのでございませぬ。すなわち政府に対
する不正手段による支払い請求の防止
等に関する法律というのがございませ
ぬ、この法律に規定するPWを適用し
ておつたのでありますが、政府に対す
る不正手段による支払い請求の防止等
に関する法律を昭和二十五年に廃止
いたしております。それでその法律をそ
のままひつぱりはいたしませぬが、同
様にPWの適用ができるという規定を
新たに今回の改正法案中に設けた次第
でございませぬ。以上が規定の整備に關
する大体的内容でございませぬ。

昭和二十六年十一月十六日

人事委員会議事録第七号

第一類第二号

昭和二十六年十一月十六日

○松澤委員 附則の切りかえの点につきましては、別段御説明を承るようなことはないので、附則の二項あたりはどのようなことになるのですか。

○岸本政府委員 附則の規定は純然たる経過的な措置を書いた規定でございます。法律を御審議いただきまして、これが可決され、公布された日から施行になります。適用期日は、一般のペース改訂と日を合せまして、十月一日からということにいたしております。

○松澤委員 そういたしますと、法律の第一条、二十六号まででありましたうちで、削られるのは二十五号の食糧配給公団の職員だけが削られて、あとはそのまま生きていくということでございますか。

○岸本政府委員 さようでございませぬ。

○松澤委員 それで十四号の中央更生保護委員会委員とありましたものを、委員長及び委員というふうに、単にわけてあるだけでございませぬ。

○岸本政府委員 これは、先ほど最初に、別表の俸給金額を改めるということに關連して御説明申し上げるべきだったと存じますが、中央更生保護委員会の委員につきましては、従来委員長と委員の差別なく、一本の俸給表にいたしておつたのでありますが、今回委員長と委員をわけて俸給をきめるといふことになりまして、それに関連いたしましたのでございませぬ。

○松澤委員 先ほど給与課長は、十三号の二十六号のことを仰せになりましたが、この二十四号の連合国軍の需要に應じ、連合国軍のために勤務に服する者、これは取扱いは今までの通りでございますか。

○岸本政府委員 取扱いは従前とまったく同様でございます。

○松澤委員 そういたしますと、やはり進駐軍要員というものは、PWの適用を受けることになつておると思いますが、その点はその通りですか。

○岸本政府委員 現在のこの点は、実は法律の規定の改正が、ちよつと遅れたわけなのでございます。この進駐軍勤務者の給与に關する規定は、第十一条にございまして、その十一号の規定の但書に「但し、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の規定により、なおその効力を有する旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律第十一条の規定の適用を妨げない」という規定がございまして、この規定は、今回第十三号の失業対策事業の方の、新たに入れられた但書とまつたと同様でございます。と申しますのは、第十三号の方こそ先に、第十二号と同様な規定の表現にいたすべきでございまして、この点は少し行き違ひがありました。規定の改正が、十三号に關する限りは遅れて来たわけでありませぬ。今回進駐軍勤務者のところで同じ規定に改めたわけでありませぬ。

○松澤委員 どうもその関係はつきりわかりませんが、十一号の方は、主として進駐軍要員の関係で、十三号の方は主として失業対策事業で紹介を受

けた勤務者というふうな理解してよろしうございませぬか。

○岸本政府委員 仰せの通りでございます。

○松澤委員 それでただいま遅れておりますというものは、十三号の方が今回改正になりまして、十一号の方は先に改正になり、これでよろしいこととなり、これで十一号と十三号とはそろつたというふうな解釈してよろしうございませぬか。

○岸本政府委員 さようでございませぬ。

○松澤委員 これらの両勤務者の給与上の取扱いは全然同一であつて、その内容においては少しも差異はない、この考慮してよろしうございませぬか。

○岸本政府委員 実は連合国軍勤務者の中にも、いろいろ種類の勤務者がございまして、その中の一部がPWの適用を受けるわけでありませぬ。このPWの適用を受ける職員に關する限りにおきましては、進駐軍勤務者も失業対策事業の勤務者も、まつたく同様に取扱われるわけでありませぬ。

○松澤委員 その点はわかりました。これらの特別職の人々に対する給与の問題ではないのでありますが、各種の問題ではないのでありますが、各種の問題で、いつも問題が起つておるようでありませぬ。現在この各種の勤務者の取扱いは、どういふふうになつておりますか。たとえば年末手当あるいは石炭手当、寒冷地手当といったような手当は、この給与以外に、どの程度まで当るものがあるか、また支給しないものがあるか、その点、内容を御説明願ひたいと思ひます。

○岸本政府委員 御質問の点は、特別職の点でございますか、一般職の点でございますか。

○松澤委員 特別職です。

○岸本政府委員 特別職職員の全般につきましては、あまり問題ないのでございませぬが、そのうち特に進駐軍勤務者の点と失業対策事業の点が御質問の点かと存じますが、この職員につきましては、いろいろな形態があるわけでございます。一口に勤務者と申しましても、一日、二日の純然たる日雇いか、あるいは一箇月、二箇月というよ

うな短期間のもの、あるいは一般職の常勤並に長期間雇用されておるものとか、いろいろな形態がございませぬ。その中の常勤的なものにつきましては、石炭手当、寒冷地手当あるいは年末手当につきましては、まつたく常勤職員並の取扱ひをいたしてございませぬ。

○松澤委員 それは非常勤であつても、二十二日以上勤務するということ、そういう条件で取扱つておるのですか。

○岸本政府委員 大体一般職の常勤職員と同様の勤務時間で、しかも勤務の内容からいたしまして、一年以上継続して勤務することを要するような職員に対しては、常勤職員並に取扱うという人事院の取扱ひがございませぬ。その一般職に關する人事院の取扱ひ方を、特別職についても同様にいたしてございませぬ。

○松澤委員 第十一号に該当するものは、ただいまではどのくらいの数になつておるか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○岸本政府委員 正確な最近の数は、今手元に持ち合せておりませぬが、大体の数字をいたしまして二十万程度で

ございませぬ。その中の一万五、六千が英海軍に雇用され、残りが米海軍の方に使われていくわけでありませぬ。

○松澤委員 これらの給与の支払いの形態というふうなものは、いろいろな形態があると思うのでございませぬが、どういふふうになつておるのでございませぬか。

○岸本政府委員 進駐軍の勤務者の中にもいろいろ種類がございまして、純然たる事務系統の職員でございませぬか、あるいは勤務系統、船員、家族宿舎系統というふうなものがございませぬ。しかしこれらの職員の給与の支払いは、すべて都道府県の労働管理事務所を通じて支払われるということになつておる。

○松澤委員 そういたしますと、これらの職員の子算的な裏づけは、都道府県に計上されているわけではございませぬか。国からの支出だと思つてございませぬけれども、どういふふうになつておるのですか。

○岸本政府委員 私の説明が足らなかつたと存じますが、連合国軍勤務者の給与の費用は、国の終戦処理費に計上いたしてございませぬ。実際の支払いの手続を都道府県でやらしておるのでございませぬ。

○松澤委員 これは官房副長官にお伺ひした方がいいかとも思つてございませぬけれども、終戦処理費というものは、今後、講和条約が締結されましても、駐留軍ということになりませぬかと、かわつた形になつて来ると思つてございませぬか、そういう場合の支出の基準と申しますか、そういうものが政府としてはまだ確立されておられないのか、あるいははつきりされておる

のか、その辺のことにつきまして承つておきたいと思ひます。

○岸本政府委員 講和条約締結後におきます、一般のそうした連合国軍関係の費用が、どうなるかという全体の取扱いにつきましては、まだ将来の情勢はわかりませんので、はつきりいたしておりません。ただ連合国軍労働者の給与の問題をどう取扱うかということにつきましては、大体現在のラインが踏襲されるのではないかと、うろたへておられます。現在のラインと申しますのは、つまり進駐軍労働者を管理いたしており、特別調達庁と米軍との間の直接契約によりまして、労務費はドルで供給を受ける、それに対する支払いは円で日本国内で支払うという形になっております。この形が大体踏襲されて行くのではないかと考えております。

○榎澤委員 先ほどのお話では、船員等も入るといふことでございましたが、これらの船員などが終戦処理費を納めるための目的を持つた費用として、国が計上しているわけでございますし、国民もさう心得ておるわけでございますが、船員等が朝鮮などへやられまして、そしてそこでなくなつたりいたしました者の費用というものが、ある場合は出なかつたり、ほとんど補償されていないということも聞いているのでございますけれども、そういうものはどういふふうか、今まで取扱われて来たかといふことにつきましてお伺ひいたします。

○岸本政府委員 特に船員の問題について話を限定して申し上げますと、船員の給与規定の中で、国内の労働者と同様な公務災害補償が行われるわけでございます。公務上の事故によりまして、死傷いたしましたり、あるいは病気になりました場合には、純然たる国費で支払うというものが今までの規定でございます。しかしそれは本年の七月一日以降、すべてそうした場合の支払いは米軍が行う、米軍の方からドルで支払いが行われるわけでありまして、同時にその公務災害の場合の補償の金額につきまして、特に朝鮮水域におきまう場合は、特別の加算額がつけられて、現在少し有利に取扱われておるはずでございます。

○榎澤委員 終戦処理費のわくの中から、やはり出て行くわけでございますか。

○岸本政府委員 七月一日以後は、すべてドル払いでございます。それをドルでもつて受取りまして、その支払いは円でやるということだけなんでございまして、終戦処理費との関係は離れております。

○榎澤委員 終戦処理費と関係なく、七月一日から支払われるということでございますか。

○岸本政府委員 米軍から支払われるわけでございます。米軍から支払われるということだけでは、どうも納得が行きかねるのでございまして、その基準になつておられますのは、やはり日本の国内の法律で規定されておられますところの賃金とか、あるいは身分保障といふようなものが適用されておるわけでございます。

○岸本政府委員 七月一日から連合国軍労働者の給与を、米軍が支払うという原則がきまつたわけでございますか。

○榎澤委員 災害補償で大体国内と同じことをやつて、多少はいいというふうなお話でございましたが、朝鮮事件関係でなくなられた船員等の災害補償その他で、多少いいというのは、どのくらいになつておるのでございませうか。

○岸本政府委員 ただいま資料を持ち合せておりましたが、あとでお届けいたしてよろしゅうございませうか。

○榎澤委員 できましたならば、それはひとつ数字で具体的にお願ひしたいと思ひます。

○榎澤委員 午後でございますか。

○岸本政府委員 午後差上げます。

○榎澤委員 それにつきまして政府の方の御見解を承つておきたいのでありますが、特別調達庁と米軍との取引と申すことになりまして、商契約と申すか、そういうことにならぬと思ひますか、そういうことにならぬと思ひますか、しかし私どもが考えておられますことは、日本の船員が派遣されますことは、生命の危険を伴う戦場に行くわけでございますので、このことは単に商取引として考えらるべき筋

合ひのものではないと思ひますのでございませうが、政府はこれに對しましてどういふ見解を持つて、今まで當つて来られましたか。

○岸本政府委員 これは先ほど申し上げましたように、七月一日に制度を切りかえました場合に、一応各個人の承諾を得て、向うに引継がれるという形になつておられます。政府として進駐軍労働者に雇われるように強制いたしましたことになつてはおりませぬ。同時に将来の取扱ひにつきましては、特別調達庁は、やはり政府といたしまして、できる限りの努力はするつもりでございます。

○榎澤委員 菅野さんの御見解をひとつ承つておきたいと思ひます。

○菅野政府委員 今大蔵省から申し上げた通り、これは軍と使用者との契約、民法上の雇用契約だと考えておられます。従いまして、政府が強制するとか何とかといふことは全然ございませぬ。自由意思によつて契約をしておられます。

○榎澤委員 副長官の御見解によりまして、政府が強制したのでもなければ、船員なら船員を雇用している雇用主が強要したのでもなく、米軍と日本の労働者との間に御見解をございませぬが、それは事実と相違ないといふふうに思つていらつしやるのでございませうか。

○菅野政府委員 仰せの通りであります。

○榎澤委員 それでは米軍と労働者との関係は、どういふふうになつておるのですか。それは民法上の雇用契約の上から言いますと、どういふふうになつておるかということですか。

○菅野政府委員 米軍との間には、使用の関係があるだけでもつて、雇用契約はございませぬ。特別調達庁と労働者の間には雇用契約が成り立つておる。いずれもこれは民法上のものである。こういうふうな解釈しておられます。先ほど朝鮮水域へ行く船員の問題がありましたが、これは仰せのごとく、一々事前に船員の承諾を得て、そうして行くか行かぬかということをきめてやつておられます。

○榎澤委員 そういたしますと、米軍と労働者との間には使用契約だとおつしやるのでございませうか。

○菅野政府委員 使用の関係でございませぬ。

○榎澤委員 そういたしますと、生命の危険等を伴いますような場合には、労働者がそれに対して拒否できるというふうなことに對して、それが強制的に、拒否することができないのだというふうなことももし行われておるとするならば、それはどういふふうなことになるとお考えになりますか。

○菅野政府委員 これは法律的には強制というようなことは絶対できませんで、いずれも自由意思による契約である。従いまして、承諾がなければ、そういう所へその意思に反してやるということはできない、かように考えております。

○梶澤委員 そなたいたしますと、米軍が特別調達庁に要請を出しまして、どの船に労働者をどのくらい乗せてということになりました場合に、それは決して強制されたものではない、それに従事する船員なり労働者は、自分の自由意思によつてそれを拒否することができる、生命を守ろうと思ふ場合には、これを拒否することができるといふのが、現在の占領下におけるところの日本の労働者の立場である、かようにお考えでございますか。

○菅野政府委員 目下のところでは、そういう契約でもつてやつております。しかしこれは別にポツダム政令がございまして、強制することもできないようになつておりますが、このポツダム政令は、今効力を実際に実施したことはございません。

○岡田(春)委員 米軍と労働者の関係は、使用関係とお話になりましたが、法律上の関係はどうなりますか。

○岸本政府委員 法律上の関係と申しますと、何かの契約とかいうことでございまして、現在は少くとも直接の契約関係はないのです。一般労働供給契約の場合におきまして、大体そういうことにならうかと思ひます。労働を提供いたしますものは請負者でございまして、提供を受けた人間と、実際使われる人との間には、使用関係が発生する。

○岡田(春)委員 今の御説明ですと、特調が何か労働供給業務を担当している。基準法その他の労働関係法で禁止しているところの周旋業をやつていふことにはなるのですか。そういうように解釈してよろしいですか。

○岸本政府委員 これは基準法で禁止されている周旋業というふうには考えられていないのでございまして、普通の労働供給契約によつてやつていふと解釈しております。

○岡田(春)委員 実質的な契約関係はあるでしょうか。法律上の関係はそうであつても、実質的には労働供給業務をやつていふのでしよう。実際問題として、人夫の供給も特調が実質上やつていふような場合もあるのじやないですか。その事実関係を伺つていふので

○岸本政府委員 現在の段階におきましては、法律的にどういふふうな解釈するかという点につきましては、政府としての意見はまだ確定いたしてないものであります。

○岡田(春)委員 菅野さんに伺いたいのですが、政府としての意見がまとまつてない、かような点は菅野さんも同意見であるか、この点はつきり確認したいと思ひます。

いま大蔵省の方からお答えした通りであります。

○岡田(春)委員 先ほど菅野さんは、これはポツダム宣言に基いてそれを供出する義務があるというふうにお話しですが、朝鮮事変もポツダム宣言によつてやらなければならぬ義務が日本にあるのですか。これは国連軍との関係ですが……

○菅野政府委員 ですからその政令は適用しておられないというふうに申し上げたのです。

○岡田(春)委員 最後に一点、先ほどの使用関係で行くと、特調が労働者との間には、法律上の関係というものは明確になつておられない、そうすればその労働者が、たとえば朝鮮の水域において死傷をしたというふうな場合における、その補償の関係はどことが責任を負うことになりませうか。

(藤枝委員長代理退席、委員長長着席)
○菅野政府委員 それはもちろん日本政府でございます。

○梶澤委員 今の点に關連いたしまして、私の方で御返事がつきりしない点があつたのでございまして、米軍との間には使用関係はあるが、法律上の関係はない、ポツダム政令があつて、しかし強制はできないことになつていふとお話のように承つたのでござい

○菅野政府委員 御質問の趣旨は、米軍との間には使用関係はあるが、別に法律関係はないと言つたけれども、その通りか、ごういふことだと思ひます

○菅野政府委員 使用関係があるから法律上の関係はないと言えない、ただ労働を提供しなければならぬという立場にだけ置かれていふ、ごういふわけ

○菅野政府委員 占領目的を達成するためには、物の調達であるとか、あるいは労働者の使用というふうなことに、強制できることになつてお

○菅野政府委員 占領目的を達成するためには、物の調達であるとか、あるいは労働者の使用というふうなことに、強制できることになつてお

ム宣言に基く日本の占領と、それから朝鮮の戦争との関係、つまり国連軍のやつておりますあの戦争と、日本の占領との関係でございまして、おれ／＼はこれは別個のものだと、かように考へているのでありますけれども、なぜ特別調達庁は、国連軍のやつていふところの朝鮮動乱に対して協力しなければならぬか、協力する義務があるか、この点なのでございまして、この点につきましては、どうもつきり了解できないので、伺つていふのでござい

○菅野政府委員 占領目的を達成するための労働供給に際した特別調達庁の任務というものは、従来完全に遂行されて来たわけではございません。ただ朝鮮事変に伴つた労働者の供出という点につきましては、これと切離してやつていふわけでは、これと切離してやつていふわけでは、協力をしている点がござい

○梶澤委員 そうすると、占領目的を達するための労働供給というものはやつておつた、しかしこれと切離して朝鮮のことについては、やつていふことは、ドル払いになつたということだけが、切離されていふのでござい

○菅野政府委員 日本国に義務づけられたその義務に依つてやるということではなくて、別な問題として労働供給や、協力をしている、ごういふこと

○梶澤委員 これは、国民はずいぶん重大な問題と思つていふわけでありませうが、日本国に義務づけられたものでないものを、なぜ日本国民の税金の中から支出し、労働を提供し、生命を冒

すようなことに使用されなければならぬか。その別な問題というものは、どういふ別な問題なんでしょうか。

○岸本政府委員 全然義務づけられていないものを、日本の金で支払うのはなぜかという御質問だと思いますが、七月一日以後の分は、一切ドル払いということになっております。

○柄澤委員 それでは、ドル払いという経済面だけではなしに、労務を提供するかどうかということも、強制されるのではなくて、これはまつたく自由であつて、特別調達庁がやるべき筋合のものではないということになるのをごさいますか。さうように了解してよろしゅうございませうか。

○岸本政府委員 事実上協力いたしておるといふ関係でございます。

○柄澤委員 副長官に今の御答弁を願いたいと思ひます。

○菅野政府委員 大蔵省からお答えした通りでございます。

○柄澤委員 先ほどもちよつと触れたのでございませうけれども、これらの労務提供が、いわゆる基準法違反と言われているような形で、紹介されているという例は無数にあるわけでございますが、そういうものに対して、政府は見るがしておいでになるのをごさいますか。そういう事実はないとおつしやるのをごさいますか。

○官島説明員 私ども、たとえば基準法違反というような問題はないように考えております。もしそういう実例があれば、その都度われ／＼のところを知らせていただきまして、そしてこれを總司令部に持ち込むなり、その他適当なる方法によつて解決するようにやっております。

○柄澤委員 とかく米軍のことになりますと、皆さんいろいろ遠慮なさるので、こういう問題は共産党くらいしかい／＼突つ込んで御質問ができません。思い、あえてやつていくわけでもないのではありませんけれども、これは日本の労働者の生命にかかわる問題でございます。まして、食えなくなつてあぶれた労働者が、やむことなしに連れて行かれておられる。たとえば横浜の例なんかもうございませうが、海上ホテルというものをいつか見に参りましたときに、海上ホテルの労働者というものは、戦災者であるとか、引揚者であるとか、そういう方々でありまして、非常に悲惨な人々でございます。しかも地方からの首になつた者、あるいは官吏で首になりました者等が転々として、やはり水上ホテルに相当入つておる。その監督をやつておられます人の話では、首になつてから夫婦わかれして、家族もなく、家もなく、転々として渡り歩いてきたという方々が多いので、ここであぶれが續いて、あまりに気の毒なので、実は米軍の方の労務提供ということ、せわをしてやつたというところは、その労働者にとつては、むしろ恵まれたことなんだというふうな考へて了解しておるわけでございます。その労働者の中から、やはり多少の帰つて来ない労働者があるわけでございます。そういうものはどこへこの骨を渡していかかわらないというふうな実情もある。だから今のあぶれの状態よりは、むしろそこで労務提供をやつて、せわをしてやつた方がいいのだというふうな見解を持つておられる。取締人が、水上ホテルの取締りをやつておられまして、私はそれを聞いて参

つたのでありますが、そういうようなことが、どうして行われるかと申しますと、職業紹介所で募集されておるのでございませう。そういうようなことが事実この日本のあなた方の政府のところで、方々で行われているのをごさいます。それらの労働者の給料といふものは、まことにここにありませうところの総理大臣が今度八万円におなりになるのをごさいます。しかしその労働者たちは今どのくらい給料で、命がなくなつたときにはどのくらいの補償でもつて、また危ない徹夜の荷役のような仕事、朝鮮に荷物を荷揚げするような仕事の場合には、どのくらい一体割増しの手当をもらつてやつておられるのか、というふうなことにつきまして、私どもにぜひ政府として、明らかにしてもらいたいと思ひるのでございませう。

○田中委員長 柄澤君、ちよつと御注意を申し上げますが、特別職の職員の給与に関する御質疑でない、今の御質問のようなことは、もう昨日までに終了しておるので、そこをよくわきまえてやつてくださいます。少しおかしいので、政府委員のお答へがございませう。

○柄澤委員 きようは第十一條と第十三條の問題が出て来ております。

○田中委員長 政府委員が今お答へをされるから……お答へあります。きようは特別職関係の方ばかり来ておるのですから、お答へできないはずでございます。

○柄澤委員 十一條と十三條がございませうので、それに関連してやつておるわけでございます。決して別な問題じゃないのでございませう。

○田中委員長 お答へあります。○岸本政府委員 先ほどの横浜の海上ホテルの例を一例として御引用になつたわけでございますが、特別調達庁で現在労務供給事業をやつておられます場合には、やはりあくまでもそれに御本人が志望して来られるということ、おせわをしておるわけでございます。さういふ口があるから、ぜひ出て来いといふような強制的なことは、あくまでもやつていないと思ひます。

○柄澤委員 今の募集というふうなことは、特別調達庁とは関係がないといふふうにお考えでございますか。これは十三條の方に関係すると思ひるのでございませう。

○岸本政府委員 現在私の記憶いたしますところでは、十三條関係の職員は、国では使用していませんのでございませう。

○柄澤委員 ではだれが一体どういふ権利で、その労働者をさういふ立場に持つて行くのか、ということがわからぬわけでございます。だれが一体どういふ権利を持つて、どういふ立場から、どんな補償をして、その労務を提案させるのか、ということでございます。現にあなた方の下部機関であります職業安定所が募集しているという事実があるのをごさいます。それはその職業安定所の独自の見解でやつたのをごさいますか。

○岸本政府委員 これは実際の米軍に對する労務は、特調が大体の数字をつかみまして、これを職業紹介所を通じて募集いたしておるわけでございます。その場合には、もちろん特調との間に、もし雇うとなれば、雇用契約が成立するわけでございますから、その

条件となるべき給与の額とか、種類といふものは当然明示されるわけでありませう。これ／＼の内容の給与が出るから、これを集めてほしいといふ申入れに對しまして、向うがそれでは行こうといふことで、雇用契約が成り立つわけでありませう。

○柄澤委員 そういたしますと、これ以上追究してもしかたがありませんので、別な方に発展したいと思ひるので、別な方に、そこでやはり私も日本の労働者が、法律に保障された範囲内、日本の合法的な範囲内で、自分の生命を守り、自分の生活を守る、労務を提供するといふ雇用契約が、正當にそこで成り立つといふことから考えますれば、さういふことが妥當だといふふうには、政府がお考えになつておるとすれば、そこでは労働組合というふうなもの、特別調達庁と労働者との間におきまして、それらの労働者の利益を守る一つの機関として、公然たる活動がやはり許されるべきだと思ひるのでございませう。米軍との雇用関係における労働者の組合活動の自由というものが、ここでも大きな一つの問題になつておると思ひるのでございませうが、政府としては、さういふ組合活動が抑圧されておるといふようなことは、ここでも十分にやつてよろしいのだといふふうにお考えいらつしやいませうか。

○官島説明員 その使用関係がだれでありますとも、組合活動は労働者の自発的な意思に基いて、自由にできなければならぬと思つております。また事実問題といたしまして、米軍に使用されておる労働者が組合を結成し、組合活動をやつておられます。ただ軍事基地の中では、たとえばわが国の一般の職

場で見られるような職場の中の組合活動というものは、一般に非常に厳格に禁止されておるといふ実情でございます。

○柄澤委員 そういう中では、日本人の仕事に対して、たとえば生命の危険というような問題についてもございませうが、一切の保障というふうなことに、自衛的な活動ということをお認めになるわけでございますか。

○宮島説明員 生命の危険を守るための活動、それから実際に災害が起つた場合の補償の關係、これらにつきましては、その他の一般の日本の労働者と何ら異なることなく、活動もいたしまた補償もされておると了解しております。

○柄澤委員 具体的な例がたくさんあるのございませうが、今ちよつと資料としてここに手元がないのございませうが、そういうことにつきましても、もしありましたら、日本の労働者の相手となりませうか、米軍でございませうか、日本政府でございませうか、たとえば生命が保障されておるとおっしゃいますけれども、現実にはビートルで射撃されて殺されておる労働者もございませう。あるいは組合活動をやつたということと片づけば、首を切られておる者もありませう。そういうことが現実に行われておる場合に、日本人の基本的な生命を守る権利すらも侵害されておるような場合に、その保障をしていくべき相手は、日本の労働者にとつて米軍であるか、日本政府であるか。

○宮島説明員 労働關係から生じた災害に対する保障は、雇用主たる日本政府が責任をもつてやることにならうか

と思ひます。なおその経費は先ほど大蔵省の方からも言われました通り、ドル払いになつて来るわけでございます。労働關係以外の、ほかの關係を受けた災害につきましては、その個々の具体的な例によつて処理されることだらうと考えますので、その責任者がだれだということは一概に言えないだらうと思ひます。

○柄澤委員 第十二条と第十三条の關係で質問がまだあるのでございませうが、失業対策事業というものが、進駐軍の労働者關係だけのことになると思ひますが、地方でも、たとえば横浜の市長を先日人事委員会で呼びましたときに、港の九割以上が接収されてしまつておるといふふうなお話、それから数十分歩というふうな土地がやはり接収されてしまつて、横浜市の財政というものは、まづたく破綻してしまつたというふうな話がございませう。あらゆる公共事業、土木事業を打ち切らなければならなくなつておるといふふうなことがございませう。そういう点について、横浜市の労働者といふものは、どうしても市の独自の、日本の市民のための仕事だけでは生計を立てる仕事の範圍が狭められまして、米軍との關係が非常に大きくなつて行くのではないかとおもうのでございませう。ことに今度の吉田内閣の方針によりまして、軍事基地その他が相当たくさんに提供され、さらにたくさん飛行場もできまして、たくさん接収地もできて、駐留軍が今後日本に無期限に、無制限にとどめられるというふうな条件にありませう。今日、米軍のために今のような形で、労働提供をする労働者の数は、相当にふえるものと考へな

ければならぬと思ひるのでございませう。その際にきよきまりますような法律に關して、ただいままでの質疑応答の中に出ておりますようなことは、非常に数多くの日本の労働者の上に大きな影響を持つことにならうかと考へられるわけでございます。そういうふうなことが国内法規で、今までは保障されておるといふお話でございませうけれども、国内法規の適用も具体的にはなかく十分には行つておりませう。行つておらないという事實は、たくさんあげることができるとございませう。それにつきまして、政府の見解と實際に取扱つておるところの当事者の見解との間に相違があつて、取扱い上の不注意で、日本人の労働者がそういう目にあつておるとか、特別調達庁の責任でそういうふうな目にあつておるとか、あるいはそういう通達がかから来て、やむなくやつておるとか、そういうことも、私もにははつきりしない点があるのでございませう。たとえば職業安定所に行きまして、あなた方は基準法違反じゃないか、職業安定所自身をやつておるとおる、間違つたことを行きますと、これは上からの命令だ、通達か来たのだというふうなことになるのでございませう。人事委員会としては、この点について權威のあるはつきりした明確なものを、ここで明らかにしておきませんと、今後多くの日本の労働者たちが、ただいま置かれておりますやうな日本の立場では、非常な難儀な立場に立ち至らなければならぬのじやないか、こう思ふわけでございます。

○宮野政府委員 よくわかりませう。そういう具体的な事例につきまして、

ざいしましたならば、官房長官でも、あるいはもつと上の方でもけつこうでございませうが、このことにつきましての見直しをどのようにして、ごに役務賠償とすることが言われておりました。日本の労働者の賃金が安いということから、役務でもつて賠償を返して行くのだということが言われておりました。日、どうしてもはつきりした御方針が伺いたいと思ひます。

○宮野政府委員 ただいま御質問の中で、労働者がこういふ目にあつておると、これは命令あるいは通達が行かないのか、こう言うのですが、こういう目というのはどういふことか、具体的な例を教へていただきたいと思ひます。

○柄澤委員 PDとかLRとかの工場で、労働組合は当然活動が自由であるべきだといふやうな御見解がございませう。組合活動をされたといふことで、職官されておる例がございませう。それからまた労働者の自由なる意思であるといふこととございませうが、朝鮮軍が協力させるといふことは、日本人に与えられておるところの義務でもないといふやうな御見解もあつたものと承するのでありませうが、私の聞き違ひだつたら御訂正願ひたいと思ひませうが、そういうことを意思表示いたしました労働者は、ふしぎなことには占領政策違反といふことで、警察につかまされおるといふこと、検査されて、留置されておるといふこと、具体的におつしやれば、そのようなことがたくさんある。占領下に置かれるやうな状態ではないかと考へ、これは今後の行政協定で

私詳しくはまだ存じませうが、簡単にそれだけ何つて、そうして労働組合運動をやつたからどういふふうには考へられないのございませう。米軍は使用者といはしまして、日本の労働法規については非常に尊重しておられます。直接日本の労働者を雇うこともありますが、これはもう労働法規につきましては、非常に厳格に守つておるやうに聞いておられます。従ひまして表面上はどういふことになつておるか知りませうが、おそらく何らかの理由があつて、たとえば職場における非常な厳格な規律が何かに触れるといふことではないかと思ひませうが、私も具体的な事情を知りませうから、これ以上お答えができないのであります。

それから先ほど將來の見通しのことについて、はつきりしたことを言うやうに、占領下におきましては先ほどから御説明申し上げておるやうな状態でもつて、労働の提供をやつておられますが、安全保障協約ができたあと、駐留軍がおるようになりませうか、無制限に、また永久におるといふことにはならぬやうに数多く至るところに無制限に、また永久におるといふことにはならぬやうに具体的に行政協定でもつて、必ずしも占領下と同じ方法をとるといふことは、何ら占領下におきませう。おそらく独立国になりませう。占領下におけるやうな状態ではない方法がとられるのではないかと考へ、これは今後の行政協定で

上には申し上げられない、かように考
えます。
○田中委員長 午前中はこの程度にい
たしまして、午後は二時から続行いた
します。

午後零時三十分休憩

午後二時四十分開議

○藤枝委員長代理 休憩前に引続き、
会議を開きます。委員長におさしつが
えがありますので、しばらく私が委員
長の職務を行います。

ただいまより特別職の職員の給与に
関する法律の一部を改正する法律案を
議題として質疑を続行いたします。柄
澤と子君。

○柄澤委員 特別職の職員の給与に關
する法律の一部を改正する法律案とい
うのは、一般職の職員の給与改訂に伴
つて提出されたといふことなのでござ
います。これに出でおります表を見
ますと、別表第一に、内閣総理は俸
給月額八万円、國務大臣その他は六万
四千元といふふうなことになるので
ございまして、これらの上げられ
ました基準になつておりますものは、
どういふものでございましょう。

○岸本政府委員 特別職の職員の給与
改訂も、今回の国家公務員に對しま
る給与改訂の一環として行われたわけ
でございます。その際基準となつた
ものは、大体一般職の方の最高のク
ラスと申しましようか、大体十五級二
号の事務次官のところの倍率をもつ
て、特別職についても給与の引上げを
行つたのであります。もちろん若干、
たとえば秘書官でございますとか、そ
のほからよつとランクの入れかえの
ございましたところは、一般並の倍率は

上つておらないのでありますが、考え
方といたしましては、大体事務次官並
の倍率といふことになつております。
○柄澤委員 前の金額はどのくらいで
ございましたでしょうか。

○岸本政府委員 内閣総理大臣のラン
クは、従前は六万円でございます。今
度六万四千円になりましたのは四万八
千円、六万円になりましたのは四万五
千円、五万七千円のところは四万三千
円、五万三千円のところは四万円、四
万七千円に新しくなりましたところは
従前三万六千円、それから最後の三万
九千円の欄は従前三万円でございます。

○柄澤委員 別表第一、第二、第三を
續いてお願いしたいと思います。
○岸本政府委員 申し遅れました。大
使の欄は従前は四万八千円一本でござ
います。公使は従前四万円一本でござ
います。今回はランクを上げましたた
めに若干俸給を上げております。秘書
官は一号俸一万三千五百円のところは
一万二千元、二号俸一万四千元、三
号俸一万六千元、四号俸一万八千元、五
号俸二万円、六号俸二万二千元、七
号俸二万四千元、八号俸二万六千元で
ございます。

○柄澤委員 第十三条に關連して、失
業者の給与についてでございますが、
これはたしか最近改訂されたばかりだ
と思つてございまして、どのくらい
に改訂されたのでございましょうか。
たしか十月十五日付で改訂になつた
と思ひます。

○岸本政府委員 第十三条は、失業對
策事業のための失業者として、国が雇
用した職員の規定でございまして、こ
れに對します給与はPWによつており

ます。このPWは労働省から告示いた
してありますが、その告示額は最近改
訂になりました。中央告示「労働省
で告示している分を中央告示と呼んで
おりますが、その分におきまして、平
均一四・七％大体引上げになつており
ます。

○柄澤委員 私のお伺い申し上げまし
たのは、PWが基準になつていたので
ございまして、大体PWの九割けとい
うことに、失業者の方も何か今度には段
階ができて、二〇四一本であつた
ものが、いろいろにわかれたといふ
うに聞いております。それは金額にお
いてどのくらいになつておるか、たと
えば東京におきまして、どのくらいに
なつておるかといふようなことをお伺
い申し上げます。

○宮島説明員 十三条關係のことにつ
いて、少し補足して御説明申し上げま
すと、そこではそういう条文がありま
すけれども、實際にこの適用を受けて
いる者は一人もないのでございませ
んと申します。政府の職員として
てこの適用を受ける者は一人もなく
て、實際には地方の公務員としてこれ
を準用しているものがあるかと思ひま
すが、政府職員としては一人もありま
せん。

それからだいま御質問になりました
PWの引上率でございますが、PW
は中央で告示するものと、地方で告示
するものと大きくわけまして二種類
になります。中央で告示するものの産
業の種類は三つございまして、その第
一が土木建築業關係、それから陸上運
送業關係、それから港灣運送業關係、
この三つでございます。土木建築業關
係につきましては、この八月に労働省

の統計調査部で、實際の賃金を調査し
たのでございまして、この實際の賃金
の調査結果に基づきまして、現在告示さ
れているものとの比較において、引上
率を決定してあります。この引上率は
全国で実績と告示の相違に基づきま
して、三段階にわけまして平均して一
五％引上げ、それから少い方で一〇％、
多い方で二〇％、こういう三段階にな
つてございまして、それから陸上運送業
では、これは引上率が少し幅がござい
まして、五段階になりました。〇から
二〇％までの五％刻みの五段階にな
つております。それから港灣運送業關
係では二段階でございまして、二〇％と
二五％、こういう引上率になつており
ます。それから地方告示の分はたまた
ま決定中でございます。最終的には
まだ告示が済んでおりませんが、その
率は大体中央の引上率と似たようなも
のでございまして。

○柄澤委員 私は政府職員としては適
用を受けている者はないと思つていた
のでございまして、地方公務員として
準用されているということになります
と、地方の各都市の職業安定所等
紹介したしておりますもの等は、たまた
まおつじやつたものに當るのでござ
いますか、もつと具体的に申し上げます
と、失業對策事業で働いております失
業者は職員としてではなく、別個な賃
金のお取扱いになつておられるわけ
でございますか。

○宮島説明員 十三条關係の職員とい
たしましては、これはいわゆる知識階
級の失業者と、それからそうでない一
般の日雇い關係の失業者と、この二種
類になります。知識階級の失業者につ
きましては、大体国家公務員のあのグ
レードと同じようなふうな給与表がで
きまして、その適用を受けておりま
す。それから屋外労働者、一般に失業
者と言われている人たちのためには、
PW、今申しました屋外労働者、土
建關係の工夫の賃金が、大体基準にな
つてきめられておられると思ひます。
なお詳しくはたまたま手元に資料がご
ざいませぬが、大体そういうことだろ
うと思ひます。

○柄澤委員 中央告示になつておりま
す三種の第一の土木建築の平均して
一五％上げられたといふことが、日雇
い労働者に適用されているということ
になるわけでございますか。

○宮島説明員 正確に申し上げますと、
平均して約一八％でございますが、今
おつじやつた点は失業者の賃金の引上
率は大体これを基礎にしてやるのであ
つて、それと多少違ふんじやないかと
思ふので。

○柄澤委員 約一八％上げられたとい
うのは何年に比べてございませう
か。たしか二十四年の春、二百四十
円、いわゆる二〇四といふものがきめ
られたと思つてございまして、それ
に適用する人たちが、たまたまおつじ
やいました中央告示による三種の類
のものを、基準にしてどのくらい引上げ
れておられるか。

○宮島説明員 失業對策事業による失
業者の賃金は、私どもがやつているPW
の告示改訂とは、時間的にいつでも
一致しているといふことではなく、各
地区によつて多少違つておられるよう
でございます。ただ今回改訂した告示
は、この一月に改訂したのを十月一日
から適用するように、今回改訂したわ
けでございます。

○柄澤委員 私のお聞きしたいのは、一月改訂なすつたのを実施なすつたというのを聞きたいのではなくして、いつを基準にして一八%をお上げになつたかということが知りたいのです。

○宮島説明員 一月に改訂しました現在の告示を八月の実績で見ますと、大体その程度違つておるために、今回平均して約一八%の引上げを行つたわけでございます。

○柄澤委員 具体的に問題を出しますと、私の了承しておりますのは東京だけでこれは最高だというふう聞いておられますが、東京で二百四十円だつたものが、特AとかABC Dというふうな段階にわかれて、特Aの方がPWの大体九割、Aの方が三百円、Bの方は二百七十円、Cの方は二百五十円、Dが二百二十円ということにきまつたというふうな承つておるのです。

平均いたしますと、大体二百七十二円くらいになるといふふうなことも聞いておられるのでございますが、この賃金はやはりPWを基礎にして、それに九割、九割というところが特Aのいわゆる根拠になつておるというふうな承つておるのでございます。これらがいづつのものを基準にして今おつしやつたようになる八%くらい上つたということになるのか、どういふ御方針でこの改訂はなされておられるのか、これは労働省の方の關係かもしれないが、ここでやはり關連してよく承つておきたいと思つてお尋ねするのでございます。

○宮島説明員 失業対策事業のいわゆる失業者の賃金は、失業対策法によりましてPWより高くない基準をきめ、こういう条文があります。それに基きまして実際問題としてP W

の八割ないし九割というところで、各地区できめられておるようでございます。それから東京地区につきまして、具体的にどういふ措置をとられておるかということ、ただいま私は詳しく存じておりません。

○柄澤委員 できますれば大分官吏の整理もございまして、失業の問題はまた深刻なことになって来ると思つたので、これらにつきましても、御提出願ひした料をひとつ御調査の上、御提出願ひしたいと思います。

○藤枝委員長代理 委員長から申し上げますが、明朝までにできませんか。

○宮島説明員 それではあとで詳しく伺つてから御返事いたします。

○藤枝委員長代理 できるだけ早く資料の御提出を願ひします。

○柄澤委員 PWにつきましても、失業者の今の給与の問題につきましても、そのなかでございまして、失業者の給与は昭和二十四年二、四、六、八、十、十二月の各月、六三、六三、八千円ベース、今度の一万円ベースというふうな吉田内閣におきまして、やはり三度改訂が行われておると思つたのでございます。それに比しまして、ただいま申しましたようなPWあるいは失業者の關係の単価の引上げということが非常に少ないのではないかと、十月十五日にお上げになりましたのが二、四の場合では初めてではないかと、こ

ういふふうな了承してはいるのでございしますが、その点につきまして私の記憶違いかどうか、ひとつ御説明願ひしたいと思います。

○宮島説明員 PWを決定する原則でございまして、これはブリッヂ、ウエイジという名前を表わしたその地方の同種の労働者に、一般に支払われておる賃金を法律上のブリッヂ、ウエイジにしよう。こういうのが原則でございまして、それでこの一月に改訂する前の告示は、たしか二十三年の暮れだつたかと思つて、その後、陸上運送業、港灣運送業、これらの労働者の一般の賃金の調査を續けて参つていたわけでございますが、これは一般の工場労働者の賃金と少し傾向が違つておる、上るときには相当先にお上つたのでございまして、従いまして先般のこの十月に改訂したときも、土木建築業関係のその当時実施されておりました告示、すなわち二十三年の暮れにやりました告示と調査結果とは、たしか七%くらいしか違わない、こういう結果が出ておるのでございます。こういう關係で国家公務員の給与ベースの改訂とこのときは、調子が合つておる、ということではなかつたのでござい

○柄澤委員 先ほどおつしやいました内閣総理大臣の六万円の給与の前に、たしか二十四年の十二月の暮れには四万円だつたと記憶して居るのでございまして、そういたしますと、今度は八万円、約四万円の値上げが、総理大臣の場合には行われておるのでござい

ます。しかし今述べましたところの日に雇いと申しますか、それらの人たちの生活というものが、わずか一八%しか上らない。しかもこれは一度も改訂がなくて、今年の十月に至りまして初めて、初めて多少の改訂をなすつたわけでございますけれども、四万円のものが八万円になるといふ改訂が行われようとしておるときに、最もむだな部分のない、生活費の大部分が、ほとんど主食費であるというふうな労働者の場合に、主食の値上りも何度も行われておりますし、生活必需品の値上りもいろいろおる、ものすごい高騰をきわめておりますのに、どうも何を基準にして調査をなすつたかということが、了解できないのでございまして、一般公務員の給与を上げるということ、特別にお上げになり、それに關連してPWあるいは失業対策費のことも、ここにやはりつらねておられる以上は、たまたま具体的にやられておるPWの賃金や、失業対策で働いておる労働者の賃金に對しまして、妥当とお考えになつておられるかどうか、これもつと引上げなければならぬといふふうな、私も考えておるのでござい

ます。そういう御用意があるかどうかというところにつきまして、できればきつたは労働大臣に願ひしたいのでござい

ますが、副官房長官にひとつ御答弁願ひしたいと思います。

○菅野政府委員 私からお答え申し上げます。たまたまの御質問は、国家公務員の方が、一般職、特別職ともに二回にわたつて値上げされておるのに、失業対策でもつて雇い入れる人夫等の賃金が一向に上らないで、ようやく最近になつて上つたといふのは、不都合じやないかといふ御質問だつた

と思つて、御承知の通りPWというのは、一般に行われておるところの労働者の賃金を業種別に調査いたしまして、そうしてこれを事実ありのままを告示するというのでございまして、これは必ずしもこの国家公務員の給与の改訂と關連を持つものではないのでございまして、国家公務員の方の給与の改訂が行われたと相關して、PWを動かすといふことは、少くとも客觀的情勢がかわらない限りはない、こ

ういふふうな考へておられます。それから問題になつておりますところの、失業対策でもつて雇い入れる人夫等の賃金は、これは地方の公共団体が地方の議会の議決によつて予算によつてきめるのでございまして、直接の国家公務員でも何でもないでございまして、それはPWを越えない限度でもつてきめるということになつておられますので、地方議會でもつて予算をきめますとき、それを八割とか九割でもつてきめるのであります。これは政府といたしましてどうしる、こうしろといふような指示もできませんし、また命令することもできません。一切地方自治にまかされておるのでござい

ます。従つてPWを越えるといふことはできませんが、それと同額まではできるわけでありまして、そういうふうなわけでございます。将来どうするかという問題につきましては、PWの改訂を要する客觀的情勢の出で参りましたときには、何回でもこれはかえなければならぬと思つて、直接失業対策でもつて地方公共団体が扱つておる人夫等の賃金に對しては指示することはできない、かように考へてお

ります。従つてPWを越えるといふことはできませんが、それと同額まではできるわけでありまして、そういうふうなわけでございます。将来どうするかという問題につきましては、PWの改訂を要する客觀的情勢の出で参りましたときには、何回でもこれはかえなければならぬと思つて、直接失業対策でもつて地方公共団体が扱つておる人夫等の賃金に對しては指示することはできない、かように考へてお

ります。従つてPWを越えるといふことはできませんが、それと同額まではできるわけでありまして、そういうふうなわけでございます。将来どうするかという問題につきましては、PWの改訂を要する客觀的情勢の出で参りましたときには、何回でもこれはかえなければならぬと思つて、直接失業対策でもつて地方公共団体が扱つておる人夫等の賃金に對しては指示することはできない、かように考へてお

ります。従つてPWを越えるといふことはできませんが、それと同額まではできるわけでありまして、そういうふうなわけでございます。将来どうするかという問題につきましては、PWの改訂を要する客觀的情勢の出で参りましたときには、何回でもこれはかえなければならぬと思つて、直接失業対策でもつて地方公共団体が扱つておる人夫等の賃金に對しては指示することはできない、かように考へてお

ります。従つてPWを越えるといふことはできませんが、それと同額まではできるわけでありまして、そういうふうなわけでございます。将来どうするかという問題につきましては、PWの改訂を要する客觀的情勢の出で参りましたときには、何回でもこれはかえなければならぬと思つて、直接失業対策でもつて地方公共団体が扱つておる人夫等の賃金に對しては指示することはできない、かように考へてお

ります。従つてPWを越えるといふことはできませんが、それと同額まではできるわけでありまして、そういうふうなわけでございます。将来どうするかという問題につきましては、PWの改訂を要する客觀的情勢の出で参りましたときには、何回でもこれはかえなければならぬと思つて、直接失業対策でもつて地方公共団体が扱つておる人夫等の賃金に對しては指示することはできない、かように考へてお

り、そうして日雇いの労賃がとれるように働かせる手配がしてありますから、むろん一月の稼働月収が少いといたしましても、働くことにおいてはなるべく働くようにしている、こんなふうな状態でありませぬ。

○藤枝委員長代理 柄澤君に申し上げますが、なるべくこの法案からあまり離れないような御質問を願います。

○柄澤委員 だいたいの御答弁はどうも当を得ませんが、あすに留保してこられたいとおきます。

○岡田(春)委員 今の柄澤君の御質問につけ加えさせていただきたいと思ます。この土木建築の実態調査は八月にやられたと言いますが、事業場全部でやつたという場合に、この事業場において調査の対象になつて労働者の雇用関係は、この中にはいれぬる失対の失業者も含まれた賃金を実態調査として、計算に入れているのではないですか。

○宮島説明員 原則としてPWの適用を受けている労働者は、調査対象から除いてございます。従つてたとえ失業対策事業の失業者というようなものに入つてないことになつております。

○岡田(春)委員 そうするとさつき土木建築の平均日収が出たようでありませぬが、陸上運送、港湾運送、この関係の税抜きでない一日の名目賃金が、もしわかりましたら伺つておきたい。

○宮島説明員 ごく大ざつぱに計算した結果なのでございますが、大体二百九十一円程度と見ていいのではないかとと思ひます。

○岡田(春)委員 二百九十一円、これは税込みですか。

○宮島説明員 そうでございます。

○岡田(春)委員 そうすると、たとえ二百九十一円を大まかに見て三百円にしても、さつき官房副長官の言われた通り、二十日間という数字も一応おられれば百歩譲つて認めたとしても、三百円が二十日間で六千円、そうするとPWというものは、一般産業の職種においてよりも低くないという具体的な規定があるとするならば、ほかの民間産業の土産業あるいは陸上運輸業関係は六千円で働いているのだ、こういうことになるのですか。

○岡田(春)委員 そうすると、たとえ二百九十一円を大まかに見て三百円にしても、さつき官房副長官の言われた通り、二十日間という数字も一応おられれば百歩譲つて認めたとしても、三百円が二十日間で六千円、そうするとPWというものは、一般産業の職種においてよりも低くないという具体的な規定があるとするならば、ほかの民間産業の土産業あるいは陸上運輸業関係は六千円で働いているのだ、こういうことになるのですか。

○宮島説明員 これは都会も田舎も全部ひつくる平均でございますし、しかもその事業場が比較的大きいとこの平均でございます。だからそういう点から考えまして、日本全国の屋外労働者——土産関係の労働者の一般民間の賃金が、この程度であるというところが言ひ得ると思ひます。

○岡田(春)委員 そうすると屋外の土産業あるいは運輸業という関係の賃金は平均すると六千円くらいになる、こういうことになるわけですね。

○宮島説明員 平均して六千円になるというものはつきりした点ばかりではありませんが、一日八時間稼働した場合に、この程度の賃金をとつては、稼働日数は一般の場合にはもう少し高いんじゃないかと思ひます。

○岡田(春)委員 これは九月の数字が出てくる毎月勤労統計ですが、これと対比することが妥当であるかどうかという点についても、問題はあろうと思ひますけれども、それにして非常に違い過ぎると思ひます。毎勤の中で規模の三十人から九十九人、この例で運輸業を拾つてみると、現金給与の総額が一箇月一萬六千八百五十五円に

なつておる。あなたの方でどういう計算をされて出されたか知らないが、運輸関係の陸上運送、それから港湾運送、こういう関係は六千円で、毎勤の方に出てくるのは一萬六千八百五十五円、一万円も違うというのには、計算の上で大分うまい精密な根拠でもありなつてやつたのでしようが、その具体的な根拠でもお知らせ願ひなければつこうだと思ひます。

○宮島説明員 私の説明が足りなくて、誤解があつたのじやないかと思ひますが、先ほど私が申しました数字は、土木建築関係の平均でございます。私どもの陸上運送関係の平均賃金は税込みで五百四十八円、それから港湾運送関係の平均が四百九十円となつております。それから運輸業関係の九月の現金給与が、一萬六千八百五十五円という数字をお述べになつたのですが、この数字とこつちのものが、どういふ関係になるかと申しますと、この運輸関係の数字は常用労働者でございます。たとえば国鉄とか、私鉄とか、あるいはその他のバス会社とか、そういうところには雇用期間を定めないので、ずっと雇用されているいわゆる一般のパーマネントの労働者の平均でございます。それから私が今申し上げておる屋外労働者の賃金は、大体が日雇いの労働者の賃金、こういうことになるのであります。

○岡田(春)委員 そうすると、日雇いの労働者の賃金が実態調査の基礎になつて、そうしてそれを越えない額でPWをやつておられるということになると、先ほどお話のようにPW関係のものももちろん調査の対象にはなつておらな

い。しかし一般的に見て、失業者の一部がPWの線を通じないで雇用されておるが、それよりも越えないというところになつておる。そうすると、失業者のグループで、片方は実態調査によつてそれよりも上れないということに牽制されている。それからさつき柄澤さんのお話のように、このPWと二〇四の場合を比べると、これもPWを越えないということになつて来る。お互いに実態調査の数字の上で牽制をし合ひながら、容易にベース・アップがでないようなからくりを、こういう実態調査の中で、事実上において政府がやりつつある、こういう結果になつて来ると思ふ。この点についていかがですか。

○宮島説明員 私ちよつと間違えて言つたのですが、陸上運送関係の調査対象は、これは常用労働者を調査対象にしてるので、日通とかそういうものが入つておる。

それからただいま申しましたいわゆる日雇いの労働者の賃金は高くないからくりをしておるじやないか、こういう御説だつたと思ふのですが、一般の土木建築関係の労働者についてみると、大体雇用関係が日雇いという労働関係を持つておるのでございませぬ。最近政府の指導、勧奨もありません。常用労働者に切りかえておるものが相当ございませぬが、それは多く彼等が労働者なのでございませぬ。私どもが今までいろいろ調査から見るところによりますと、一般の土木建築関係の技能労働者、たとえば大工とか左官とか石工とか、そういう労働者は失業関係がきびしくなつたというようなことで、ただちに賃金には影響しないよ

うでございます。ところが雑役とか人夫関係になりますと相当影響する。こういう一般的な傾向があるようでございますが、ただこのPWの決定方式は、政府が政策的にそうしていかんとかいふことではないのでございませぬ。法律に大体そういう趣旨のことが規定されて、その趣旨に従つて労働大臣が、むしろ事実認的な役割を果して告示をやつておる。こういうところでございますので、別に政府が特別に低賃金政策を実施しているというものはございませぬから、その点御了承を願ひたいのであります。

○岡田(春)委員 しかし結果的にはそういうことになるのではないかと、お話を進めて参りますが、陸上運送の場合、さつき五百四十八円と言われた。そうするとこの場合の雇用日数は大体どれくらいになりますか。

○宮島説明員 毎月勤労統計にも出ておりますが、常用労働者の平均稼働日数は、大体二十三日から二十五日くらいになるかと思ふのです。それで陸上運送業の関係に労働者を使つた場合の月平均の稼働日数というのは、ただいま統計を持つておるわけでもありませんけれども、大体それに近い稼働日数を持つておるじやないかと思ひます。

○岡田(春)委員 今ちよつと走り書きで計算してみたのですが、たとえば二十五日と見ても一萬三千七百円ばかりで、毎勤の運輸業の場合は一萬六千八百五十五円です。先ほど答弁の修正があつたようですが、大体同じ性格のも

のが調査の対象になつておるよう思
うのです。それにしても三千円ばかり
の差が出て来ておる。そうするとPW
のさつきの数とは違ふことになつて来
やしませんか。

○宮島説明員 九月の毎勤の数字が、
どういふところをごらんになつておる
のかよくわかりませんが、私がここへ
持つてゐるのは、規模をみんな一緒に
したいわゆる三十人以上の事業場の平
均でございますが、九月の毎勤により
ますと、臨時と定期給与を合せまして
一万一千五百五十四円となつておりま
す。産業分類でいいますと、運輸通
信及びその他の公益事業、これに該当
するのだからと思ひますが、それが一
万一千五百五十四円という数字になつ
ておりまして、今岡田先生がおつしや
つたその数字と、大分かけ離れておる
ようでございます。はつきりどうい
うわけかといふことはわかりません。

○岡田(審)委員 これは別段私がつく
つた数字でないで、あなたの方の労働
者の方でつくられた数字ですから、私
がうそを言つてゐるわけではないので
す。この点ははつきりしておきます
が、この点もあまり言つてもいけません
んから、續いてほかの方に進みたいと
思ふのですが、八月の実態調査に基
て十月ベース・アップの実施をされ
る、そういうことでしょうか。そうす
ると実態調査の基礎は八月ですね。

○宮島説明員 そうであります。
○岡田(審)委員 そうすると実施は十
月ですね。
○宮島説明員 そうです。
○岡田(審)委員 そうすると、八月か
ら十月までの間に、主食その他のもの
が相当上つてゐる。それからまた十月

以降十一月、今月あたりになると、ま
たどん／＼上つて来てゐる。こういう
ものの値上りというものは当然出て来
るわけなのですが、これについてはど
ういふように見込まれてゐるのか。問
題は実態調査を基礎にしたベース・ア
ップといふことになると、ほかの賃金
というものが絶えず上つて来てゐる。
その調査の時期と、実施の時期との間
にずれがある。特に最近のようになら
ないな大宗料金が、政府の手によつて
どん／＼上げられて行くといふこと
になると、実際問題としてPWの精神が
さうであつても、一般の民間産業と均
衡をとるといふことは、この法律上か
ら言つて当然困難になつて来やしない
か、こういう点がわれ／＼考えられる
のですが、この点はいかがですか。

○宮島説明員 最終に見られた調査が
八月であつたために、この結果を使つ
たのでございますが、その調査と実施
の時期に約一箇月間の狂いがあるの
でございます。二十三年ごろのように、
カーブが非常にはつきりしておつた時
期には、調査の時期と実施の時期に狂
いがあつた場合には、それを推計して
やつておつたのでございます。ところが
この前の一月のときもさうであつた
のでございまして、最近のカー
ブがあまり安定してゐないために、推
計がなかなか困難だといふ点が一つご
ざいますし、それから八月の賃金とい
うのは、実際は八月の下旬ごろに調べ
た賃金でございます。そういう関係
で、時期的なずれもあまりないではな
いかといふようなことを考慮いたしま
して、八月の実績で今回は告示してい
るのでございます。

○岡田(審)委員 これは現実問題とし
て常にPWの精神から言へば、一般の
さういふ該当産業とバランスのとれる
関係になるといふことになれば、少く
とも現実には毎日々々かわつて来
るのは当然だろ。しかし毎日々々の
それをやれないとしても、少くとも一
月ごとにも、さういふ均衡を失した
い形の告示が行われて行かないと、均
衡が失せられる可能性が非常にある。
特に最近先ほども申し上げたように、
大宗料金がどん／＼上つて行くといふ
ことになると、上るばかりであつて下
るといふことはほとんど考えられな
い。さういふことになつてくると、こ
れはすぐ續いて中央の告示を十一月な
りにやらなければならぬといふこと
になつて来る。これは安本でも、たしか
私が記憶してゐるのでは、来年の三月
までに大体物価はまだ全体として四
割くらい上るだらう、さういふことにな
つて来るので、少くとも近い中に、こ
の民間の該当産業との均衡を失しない状
態にするためには、近いうちにその告
示をあらためてやられるお考えがある
か、さういふ点も伺つておきたい。

○宮島説明員 御説の通り、一般に支
払われている賃金の基礎にするのでご
ざいますから、絶えず一般の賃金の動
きに注目いたしまして、できるだけ
の期を失しないように改訂して行きま
しと考へております。ただ調査につ
きましては、非常な人手とそれから費用
がかかるのでございます。さういふ関
係で、毎月この調査を実施するといふ
ことは、予算の上からほとんど困難に
なつておりますが、労働省といたしま
しては、できるだけ間隔をあげないで
調査を実施して、そしてその結果を見

まして、もし現行の告示とその調査の
告示とが相当違つてゐるといふよう
な事実があれば、それに基いて改訂を
実施して行きたい、さう考へておりま
す。

○岡田(審)委員 今度はPWのでない
方を少し伺ひたいのですが、先ほど総
理大臣そのほかの給与額の発表もあつ
たわけですが、このカーブは大体何を
基準にしておつくりになつたか。
○岸本政府委員 これは特別にカーブ
といふほどのことは、この表からはあ
まり出て来ないのでありますが、これ
は従前の俸給額といふもので、大体の
ランクと申しますか、段階がついてお
ります。それを最近ベースの改訂ご
とに、一般職の上級の職員と大体権衡
をとつて、そのまま上げて来てゐると
いふ数字であります。

○岡田(審)委員 先ほどのお話
を聞いておつても、たとえばこのし
まゝの方にあるように、三万九千円に
なつた場合には九千円しか上つてな
い、しかし総理大臣の方は二万四も上
る、さういふようなカーブなり上げ方
については、何か基礎があつてやられ
たのではなくして、総理大臣は偉いか
ら二万四くらい、それからこちらの背
野副長官はあまり偉くないから一万三
千円くらいという式で、大蔵省は人事
院とは違つて、目見当で、総理大臣の
俸給の方は少し多くてという式で定め
られたのですか。

○岸本政府委員 別段目見当というわ
けではございませんが、この欄で申し
上げますと、一番下から次にあります
四万七千円のところは、大体三割三分
前後になつておるはずでございます。
三割三分という数字は、一般の事務次
官のところをそのまま用いておるわけ
でございます。大体四万七千円から
八万円のところでございまして、若干の
凹凸はございますが、その端数整理の
関係上その通りになつております。そ
れが、大体その通りでございます。そ
れから一番下の三万九千円の皇太后宮大
夫とか東宮大夫、式部官長、このところ
でございますが、これはおおむね一般
職の十四級職と権衡をとつてございま
す。この職員は従前におきましては、
一般職の十四級でございます。特別職
になりまして、大体それと権衡をと
つてゐるといふ数字でございます。

○岡田(審)委員 さうすると一般職の
方は、再三言われていることなです
が、下級職員の場合には二割ですか、
それからたとえば一級一号の場合には
六百円ふえまして二割、ところが一般
職の最高級よりも、まだ上の総理大臣
なり、特別職なり、さういふ人たちに
ついては、三割三分という形になつて
いるのですが、これについて特別職の
一員である背野さんに、さういふよう
なベース・アップでいいのかどうか、
これを最後に伺つて私は終ります。

○背野政府委員 一般職の俸給表につ
きましては、先般一般職の給与の法律
案審議のときに、いろ／＼御答弁申し
上げておつたのでありますけれども、
あの俸給表のつくり方は、人事院がつ
くりました民間給与と均衡をとりまし
たカーブを、そのまま尊重いたしまし
て、それからおおむね一割強下げたお
りですが、その結果があいさう増加率
になつたのでございます。今度の特別
職の方は、先ほどから申し上げました
通り、十五級の次官級の増加率を、そ
のまま適用したといふことございま

して、なるほど一般職の最下級の職員
の増加率に比べますと多いようであり
ますが、一般職の上の方のところと
は、大体同様の増加率になつておりま
す。その上と下との増加率の違ひとい
うのは、民間の給与の実態がそうい
ふうになつておるので、それと均衡を
とつて人事院がきめた、こういうこと
になつております。

○藤枝委員長代理 本日はこの程度に
とどめ、次会は明十七日午前十時より
開会することといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

昭和二十六年十二月八日印刷

昭和二十六年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁